

運営内規

平成12年2月29日

平成21年2月2日改定

平成29年1月1日改定

1. 委員会の組織

(1) 委員会には研究会、委員総会及び運営委員会を置く。

ア.「研究会」は委員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。

イ.「委員総会」は、全委員を以て構成し、委員会の最高意志決定機関であり、運営委員会より提案のあった案件(委員会の研究活動計画、委員の異動、予算・決算等)について審議し、決定する。

ウ.「運営委員会」は、委員長の指示に基づき、委員総会へ提案する上記イに定める案件について、企画・立案及び調整等を行う。

(2) 委員会には委員長1名、副委員長1名、幹事若干名及び運営委員若干名を置く。

委員長、副委員長、幹事及び運営委員は運営委員会を構成する。

(3) 委員会には、必要に応じ、分科会を設けることができる。

(4) 委員会には、必要に応じ、小委員会を設けることができる。

2. 委員会の設置期間

委員会の設置期間は、5年間とする。ただし、委員総会の決定に基づき、日本学術振興会へ設置期間の継続を申請することが出来る。

3. 委員および任期

(1) 委員会委員は産業界委員1名に対し学界委員2名以内で構成する。委員数については委員会活動の状況に応じ、適当な範囲でその充実を図る。

(2) 学界委員の任期は3年以内とするが、委員総会の議に基づき再任することが出来る。ただし、65歳に達した年度末に任期は終了する。

(3) 名誉委員

65歳に達した学界委員で希望する委員は、委員総会の議に基づき名誉委員になることができる。名誉委員は、日本学術振興会の本委員会委員名簿には記載されないため、本委員会の行事などの案内は委員長を通して行われる。原則として、交通費は支給されない。

(4) 特別委員

名誉委員のうち、本委員会の役員(委員長、顧問、幹事、小委員会委員長)並びに委員総会で委任された委員はその任期の間特別委員として扱い、日本学術振興会の本委員会委員名簿に記載し、交通費も支給対象とするが、代理出席者への旅費は支給しない。

(5) 特別委員、名誉委員は、委員総会の議に基づき委任する。任期は3年以内とするが、再任することが出来る。

4. 委員長、副委員長、幹事及び運営委員の選出方法等

[選出方法]

(1) 委員長、副委員長、幹事及び運営委員は、運営委員会の議を経て、委員総会において決定する。

[任期]

(2) 委員長、副委員長、幹事及び運営委員の任期は原則として5年以内とする。ただし、委員総会の議に基づき、再任することができる。

[役割]

(3) 委員長は委員会の会務を掌理する。

(4) 委員長任期中に委員長がやむを得ない理由で退任した場合には、副委員長が残りの期間、委員長を代行する。

(5) 副委員長及び幹事は委員長を補佐し、運営委員とともに、委員総会で審議する案件のすべてについて企画・立案・調整にあたる。

5. 委員会経費

委員会経費は企業委員の会費をもって充てる。

6. 委員会の活動

委員会は研究会等の活動を通じ、設置目的の達成に向け、活発な研究活動を展開するものとする。

7. 委員会の終了

(1) 委員会の設置期間の満了等に伴い委員会を終了する場合は、前もって委員総会を開き、当該終了について確認を行う。また、委員会の設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。

(2) 委員会終了に伴い残余経費がある場合については、日本学術振興会協力会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

付記：本改正案は総会で承認された直後に施行する。
尚、文頭の改定日と施行日は同日とする。